

建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者処遇向上コース（整備助成））支給申請書

建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者処遇向上コース（整備助成））増額改定整備計画（変更）書の認定を受けたいので以下のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿
 事業主 住所 〒
 又は 名称
 代理人 氏名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者処遇向上コース（整備助成））の支給に係る事業主（計画者）の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主（計画者）の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は 住所 〒
 社会保険労務士 名称
 （提出代行者・事務代理者） 氏名

印

事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号

— —

B 増額改定整備計画の内容	(1)認定年月日	平成 年 月 日	(2)認定番号			
	(3)増額改定整備計画期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	(4)支給申請の回数	1・2・3 年目		
	(5)本支給申請の対象となる賃金算定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	(6)(5)中の最初の賃金支払日	平成 年 月 日		
	(7)整備計画書のB(5)欄の賃金算定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	(8)34歳以下の若年技能労働者	有・無		
	(9)正規雇用の登録基幹技能者 ※3人以上いる場合は続紙へ記載	(10)増額改定前の単価・年間賃金 (基本給・登録基幹技能者手当)		(11)増額改定後の単価※・年間賃金		
				増額改定1年目	増額改定2年目	増額改定3年目
	登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの 基本給の単価	円 ※基準単価…(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	① 雇用保険被保険者番号	登録基幹技能 者手当の単価	円 ※基準単価…(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	— —	年間賃金総額	円	円	円	円
	雇用保険適用事業所番号	うち基本給	円	円	円	円
	— —	うち登録基幹技能者手当	円	円	円	円
	登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの 基本給の単価	円 ※基準単価…(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	② 雇用保険被保険者番号	登録基幹技能 者手当の単価	円 ※基準単価…(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	— —		円	円	円	円
	雇用保険適用事業所番号	うち基本給	円	円	円	円
— —	うち登録基幹技能者手当	円	円	円	円	
登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの 基本給の単価	円 ※基準単価…(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)	
③ 雇用保険被保険者番号	登録基幹技能 者手当の単価	円 ※基準単価…(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)	
— —		円	円	円	円	
雇用保険適用事業所番号	うち基本給	円	円	円	円	
— —	うち登録基幹技能者手当	円	円	円	円	

※(11) 賃金テーブルの増額基準…【1年目】(ロ)≧(イ)×(1.03+1年目へスアップ率)、【2年目】(ハ)≧(イ)×(1.06+1・2年目へスアップ率)、
 【3年目】(ニ)≧(イ)×(1.09+1・2・3年目へスアップ率)
 ※(11) 登録基幹技能者手当の増額基準…【1年目】(ヘ)≧(ホ)+12,500円/月、【2年目】(ト)≧(ホ)+25,000円/月、【3年目】(チ)≧(ホ)+37,500円/月

C 申請予定額 正規雇用する登録基幹技能者の人数 _____ 人 × 10万円 = _____ 万円

D 国等からの助成金等の有無 有 () ・ 無 E 過去の支給実績の有無 有 ・ 無

F 申請書作成担当者 電話番号

社会保険労務士記載欄 作成年月日、提出代行・事務代理者の表示 氏名 電話番号

※処理欄 (労働局記入) 受理年月日 平成 年 月 日 支給(不支給)決定年月日 平成 年 月 日
 支給(不支給)決定金額 円 支給(不支給)決定番号
 備考

※決裁欄 (労働局使用) 局長 部長 課長 課長補佐 係長 担当

建助様式第 19 号（注意書き）

（提出上の注意）

- この申請書は、増額改定後の各年の賃金算定期間（12 か月）の末日の翌日から起算して原則 2 か月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局あてに提出して下さい。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせ下さい。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意ください。
- この計画書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。
 - 労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）
 - 建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者処遇向上コース（整備助成））増額改定整備計画認定通知書（建助様式第 12 号）
 - 増額改定された賃金テーブルまたは登録基幹技能者手当について規定されている労働協約又は就業規則
 - 増額改定した賃金テーブル及び登録基幹技能者手当の内容や適用条件等が確認できる書類（支給申請日現在で有効である給与規定、賃金テーブル、手当規程その他）
 - 改定後賃金総額内訳確認票（建助様式第 19 号の 2）
 - 賃金台帳及び出勤簿等出勤状況が確認できる書類（当該支給申請に係る B - (5) の賃金算定期間の初日から末日までに係る全ての月分）
 - B (8) 欄で 34 歳以下の技能労働者（雇用保険一般被保険者に限る）が「有」とする場合は、技能労働者であると分かる書類（作業員名簿、建設技能関連資格の免許証、建設技能関連の訓練の修了書の写し等）。「無」の場合は、整備計画書提出以降に若年技能労働者の募集または求人申込みをしたことが分かる書類
 - その他労働局長が必要と認める書類
- その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力下さい。

（記入上の注意）

- B - (5) の「本支給申請の対象となる賃金算定期間」とは、支給申請 1 年目の場合は整備計画書 B - (3) の期間を、支給申請 2 年目の場合は整備計画書 B - (3) の期間の翌日から 12 か月経過する日までの期間を、支給申請 3 年目の場合は 2 年目の賃金算定期間の翌日から 12 か月経過する日までの期間とします。
- B - (9)(10)(11) には、整備計画書 B (5) の賃金算定期間の初日から支給申請書 B - (5) の賃金算定期間の末日まで申請事業主が雇用している登録基幹技能者を対象とします。また、支給申請日において離職している場合は対象外とします（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
- B - (11) 欄は、改定後賃金総額内訳確認票（建助様式第 19 号の 2）に記載の「基本給」又は「登録基幹技能者手当」の「単価」及び「12 か月計」の額と、賃金総額の 12 か月計の額に対応する金額を記載してください（労働協約又は就業規則に基づく給与規程や賃金テーブル、賃金台帳等で支出が確認できる金額を記載してください）。
また、「賃金総額」については、当該登録基幹技能者に支払った基本給、各種手当、賞与其他賃金として支払った総額（労働保険料申告時に算定基礎としている項目と同じ）を源泉徴収する前の金額で記入してください。
- B - (11) の「増額改定後の単価」については、「※(11)賃金テーブルの増額基準」または「※(11)登録基幹技能者手当の増額基準」以上の単価とする場合に助成対象となります。なお、「※(11)賃金テーブルの増額基準」にある「ベースアップ率」は、賃金テーブルの他の単価表の二分の一以上に増額改定があった場合を含み、増額改定された基本給単価の上昇率の和を全単価数で除して得た率（小数点第二位を切り捨て）とします。
- B - (11) の「増額改定後の年間賃金」については、各増額改定後の年間の基本給総額（又は登録基幹技能者手当総額）及び賃金総額が、それぞれ、(10) の年間賃金に比して 1 年目は 15 万円以上、2 年目は 30 万円以上、3 年目は 45 万円以上（賃金テーブルを改定する場合は、さらに(11) の年間の基本給総額が、(10) の基本給総額に各年の増額基準率を乗じた額以上）増加することが必要です。

【増額改定のイメージ】

賃金テーブルに基本給単価が 25 ある企業において、登録基幹技能者 A（基本給単価 42 万円/月）の他に、2 年目に若手の基本給単価 5 つを 2%、中堅クラスの基本給単価 7 つを 1.5% 増加改定した場合。

- 増額改定 1 年目の基本給単価 $\geq 42 \text{ 万円} \times (1.03) = 432,600 \text{ 円}$ ※基本給は 5,191,200 円以上
- 増額改定 2 年目の基本給単価 $\geq 42 \text{ 万円} \times (1.06 + 0.008) = 448,560 \text{ 円}$ ※基本給は 5,382,720 円以上
- 増額改定 3 年目の基本給単価 $\geq 42 \text{ 万円} \times (1.09 + 0.008) = 461,160 \text{ 円}$ ※基本給は 5,533,920 円以上

- この申請書の提出日において、国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。D 欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金、助成金等のすべてについてその名称を記入して下さい。書ききれない場合は別紙に記入して添付して下さい。
- F 欄には、この計画書の内容を了解している作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

（書類等の保管）

助成金の支給を受けた事業主は、助成金の申請に当たって提出した書類等について、当該助成金の最後の支給日の属する年度から起算して 5 年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について都道府県労働局より提示又は提出を求められたときは、速やかに提示又は提出下さい。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。

（助成金の支給を受けるためには、以下のような条件が定められています。その他の条件等の詳細については、労働局にお問い合わせ下さい。）

- 増額改定整備計画期間の初日から 6 ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの期間において、3 人を超え、かつ、雇用保険被保険者の 6 % に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
- 登録基幹技能者のみを除外した賃金テーブルまたは登録基幹技能者の増額改定がないこと
- 支給申請日時点において増額改定した賃金テーブル及び登録基幹技能者手当が減額改定または廃止されていないこと